

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第192号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月3日（金） 16時03分ごろ	
発生場所	愛媛県 ^{にゅうがわ} 壬生川港沖 壬生川港壬生川西防波堤灯台から真方位170°3, 150m付近（概位 北緯33°55.7′ 東経133°07′）	
事故等調査の経過	平成21年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{まさあき} 正晃丸、1トン EH3-34069（漁船登録番号）、個人所有 B 釣船 ^{せとうち} 瀬戸内丸、0.7トン 281-15825愛媛、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首船底部擦過傷 B 船首部両舷ブルワーク折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、西条市今在家沖の入り江内を、船首を東に向け約1ノット（kn）の速力で航行中、B船は、船長1人が乗り組み、今在家沖の入り江北端から、針路約196° 速力約16knで航行中、平成21年7月3日16時03分ごろ、A船の左舷船首とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、今在家沖を東進中、これまで付近では他船が避けてくれていたので、今回も避けてくれるものと思い込み、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、南進中、前路に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、今在家沖において、A船が東進中、B船が南進中、両船とも適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	